

『大東文化大学紀要』

第四十九号〈人文科学〉〈抜刷〉

平成二十三年三月 発行

秩父万葉「大伴部小歳」の歌碑について

日吉盛幸

A Study of Manyoshu in Chichibu region "OHTOMOBE Otoshi"
for tanka inscription

HIYOSHI Moriyuki

秩父万葉「大伴部小歳」の歌碑について

日吉盛幸

A Study of *Manyōshū* in Chichibu region "OHTOMOBE Otoshi" for tanka inscription

HIYOSHI Mori-yuki

昨、平成二二（二〇〇九）年度に、大東文化大学の長期研修期間制度を取得し、次表に示すがごとき、東国における万葉古碑のうち一部を除き、^{*}1
 実地に踏査し、ほぼ調査し終え「報告書」を別途提出した。

東国における万葉古碑一覧

参考①	寛永20	1643	(江戸)	寛永本刊行	万葉集の木版本として流布し、昭和二九(1954)年ころまで諸書の底本となる
No. 1	元禄10	1697	武蔵	萬葉石灯籠	行田市埼玉宮前、前玉神社氏子
参考②	寛保3	1743	武蔵	芭蕉句碑菊塚	秩父市、三十三番札所「菊塚 武州菊水寺」ニ在 涼俗建」(『諸国翁墳記』)
参考③			信濃	芭蕉句碑薄塚	長野市、西光寺「薄塚 信州善光寺」ニ在 連中建」(『諸国翁墳記』)
No. 2	宝暦3	1753	武蔵	小崎沼歌碑	行田市埼玉、忍城主阿部正因建、平岩知雄書
No. 3	天明2	1782	下総	葛飾早稲の歌碑	三郷市、林諸鳥書(不明)
No. 4	文化2	1805	武蔵	玉川歌碑(再碑)	調布市多摩川、松平定信書(拓本による)
No. 5	(文化2)		武蔵	防人大伴部小歳歌碑	秩父市下吉田、旧碑・伝梅林和尚書、(新碑1995・青葉佐一書)

参考④	文化12	1815	上野	青山岩垣沼歌碑	高崎市榛名湖町、天神峠石灯籠、兼道標、『拾遺集、①六六一、人まろ』
No. 6	文政4	1821	武蔵	詠秋野花歌碑	墨田区向島、向島百花園、中井薫堂書
No. 7	文政8	1825	信濃	防人神人部子忍男歌碑	埴科郡坂城町、会地早雄神社、滝沢公庵建
No. 8	文政10	1827	上野	佐野舟橋歌碑	高崎市上佐野町、良翁書、兼「船木観音」
No. 9	文政11	1828	上野	さわたりの歌碑	吾妻郡中之条町、沢渡神社、金橋如水書。(静岡市説あり)
参考⑤	天保1	1830	(江戸)	『新編武蔵風土記稿』	林述斎・間宮士信ら、1810年起稿。1830年完成。全266巻。
No. 10	天保6	1835	陸奥	安太多良歌碑	二本松市落合、安斎市郎兵衛建、兼道標
No. 11			武蔵	尾崎沼歌碑	さいたま市岩槻区尾ヶ崎新田、旧真々田氏邸宅内、小崎庵素泉誌(不明)
参考⑥	天保12	1841	上野	青山岩垣沼歌碑	前橋市紅雲町、厳島神社、『拾遺集、①六六一、人まろ』
No. 12	弘化2	1845	武蔵	曝井歌碑	児玉郡美里町、橘守部識、(新碑2000・中村雲龍書)。(常陸説あり)
No. 13	安政2	1855	陸奥	黄金花咲の歌碑	白石市福岡長袋、長袋明神社、倉田耕之進書(未見)
No. 14	万延1	1860	上野	子持山歌碑	渋川市北牧(旧北群馬郡子持村)、子持神社、藍沢無満書

いささか旧聞に属する話となってしまうが、この万葉古碑調査の発端となったのは、平成十六(二〇〇四)年度から同十八(二〇〇六)年度の三年度に亘り「秩父市大学講座 ちちぶ学セミナー専門講座 秩父文学碑探訪コース」^②の講師を引き受け、受講生と共にこの地方の文学碑を実地に踏査をしながら、徹底的に調査したことによる。この時の成果には、ただ単に「講座」を開講して受講生の発表やレポートの作成を手助けしたにとどまらない、地域文化の向上や組成を促す大きなものが、三つあった。

1. 秩父地方に存在する二四〇余碑の文学碑の刻字を原字のままて積読し、うち七五碑を精撰した上で、五〇碑は写真も掲載した「ちちぶ文学碑マップ」^③を作成したこと
2. 秩父市大宮の埼玉県立秩父養護学校敷地内^④にあった若山喜志子「のび急ぐ したもえ草の 阿さみとり あやふくぞおもふ 生ひ立つ子等を」の歌碑を、羊山公園内「牧水の滝」にある若山牧水「秩父町 出はづれ来れ者 機をりの う多聲つゞく 古りし家並尔」の歌碑横に移設並碑し、比翼の歌碑とすべき運びをつけたこと
3. 同市下吉田にある万葉「大伴部小歳」新碑の積文プレート^⑤を、秩父市との合併を契機に、新たに作成しなおす運びをつけたこと

である。2. 3. 項もそののち実現するに至ったという。^{*⑥}

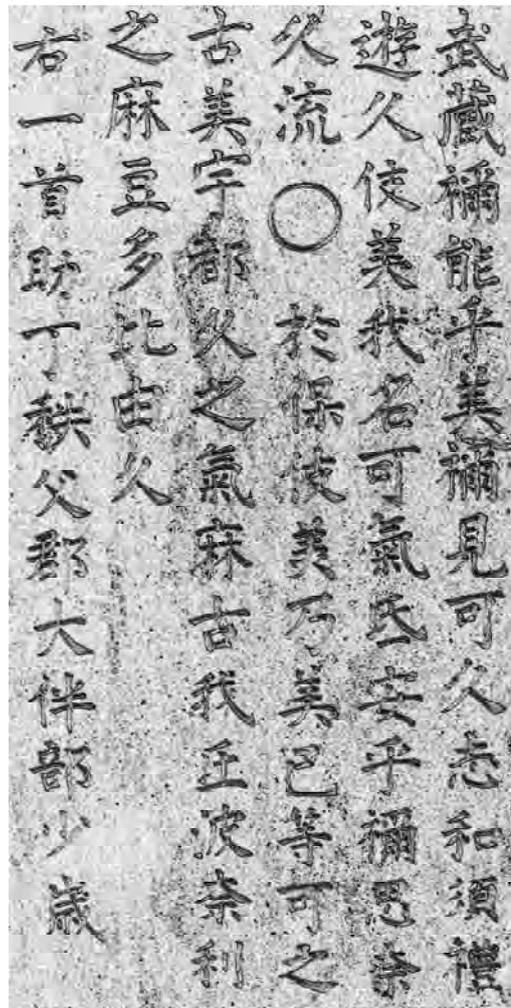
本稿は、この「ちちぶ学セミナー」での「講座」や「講義録」では紙幅の制限から触れえることができなかった事柄を含め、3. 秩父万葉「大伴部小歳」新・旧歌碑の碑刻原文と新碑釈文プレート作成にいたる経緯などについて述べてみたい。

一、新歌碑

秩父市下吉田ある吉田小学校校庭の東隅に、この地が小学校となる前からの木で、旧吉田町の天然記念物に指定されていた、樹齢八〇〇年を超えるという大櫨がある。この櫨の大木に対峙するかのようには校庭西隅に万葉集に載る防人「大伴部小歳」の歌碑（三代目・新碑）がある。



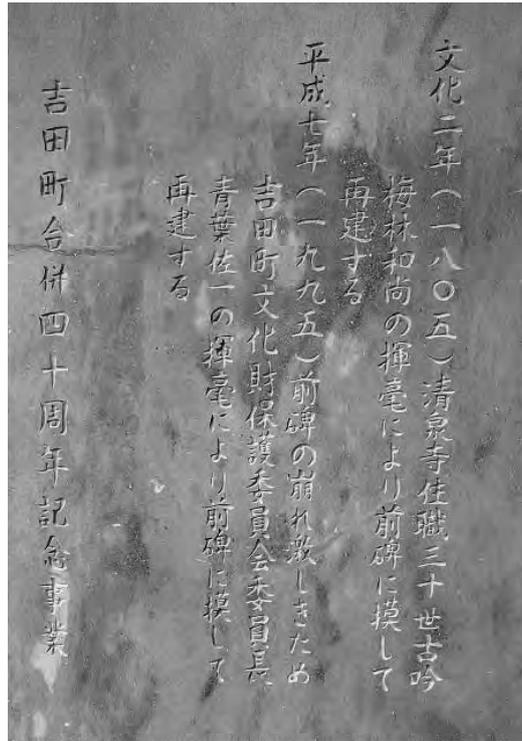
新碑（凝灰岩）高1860×幅1240×奥180



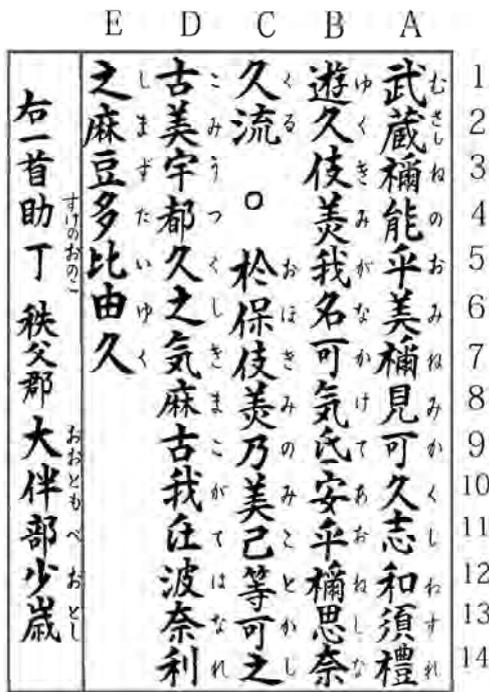
夙に、青葉伊左吉『吉田歌碑』によれば、^{*⑦}

明治四十二年吉田尋常高等小学校敷地と定められた八幡神社は県社椋神社^{*⑧}に合祀社殿とともに奉還され地均大工事校舎建築で現様相となった。当時社殿裏に南面して建てられた古碑が移されて現校庭南の一隅にすえかえて、後年雨おおいを作りその保存に力めて今日に至った（現在には校庭の西隅に移した）吉田歌碑である。

と、古碑（二代目旧碑）は、かつてあった「八幡神社」の社殿裏に南面して建っていたのを、敷地が小学校となってから一度校庭の南隅に移したのち、更に西隅に移したのだという。



新碑碑陰 平成7（1995）年再建



改修前の新碑積文プレート影印

現在、この西隅に建っている歌碑は、碑陰によれば「吉田町合併四十周年記念事業」の一つとして建てられた、三代目にあたる新碑で、

文化二年（一八〇五）清泉寺住職三十世古吟梅林和尚の揮毫により前碑に模して再建する

平成七年（一九九五）前碑の崩れ激しきため吉田町文化財保護委員会委員長青葉佐一の揮毫により前碑に模して再建する

と刻す。すなわち、文化二年に再建した当時、すでにそれ以前の歌碑が存在し、それが初代碑となる。因みに、平成七年三代目となる新碑再建の中心的な役割を担い、揮毫をなした青葉佐一氏は前述の青葉伊左吉のお孫さんにあたるというが、新碑の右傍らには碑文書丹者と同筆であろうと思われる、御影らしき石に嵌め込まれたステンレス製の積文プレートがあった。

今、書丹文字の位置関係を明確にするために便宜上、行にアルファベット、縦文字列数に算用数字をもって示せば、上図となる。小学校の校庭にあるという配慮で、児童にも理解し易くするための積読であろうか、

A 5、B 11「平」を「お」

E 3「豆」を「ず」

E 5「比」を「い」

と、また左注においても「丁」「おのこ」、「大」を「おお」、「少」を「お」と、刻字した原文の漢字に口語による現代仮名遣いで訓を添えている。ただし、乙類仮名「気」に

B 8「気」は「け」、D 7では「き」

を当て、更に、最も不審なのは、

D 14 「利」に「れ」

と当てていることである。これらの碑刻文字とその訓読を考察するには、「前碑に模し」て「文化二年」に「再建」されたという二代目にあたる旧碑を、まず検証する必要がある。三度の移設を経て、二代目となる旧歌碑が「吉田歴史民俗史料館」庭にある。

二、旧歌碑

二代目にあたる旧歌碑は、東国の万葉古碑の中でも、高さ1580×幅890×奥行115^ミと、比較的大きな碑である。石碑は、同地区にある芭蕉没後の五十回忌、寛保三（一七四三）年に建てられた「菊塚」（「一覽」参考②）に象徴されるように、概して中央部付近から下部にかけて長い歲月の間（二〇一〇年現在、約二六〇余年）に傷み、下部ほど損傷したものが多く見られる。旧碑は、新碑建設当時の一九九五年にすでに一九〇年を経っていたが、刻字底の稜線がV字形の薬研彫りで、力強い緊張感を与えてはいる。ただし、この長い歲月に加えて、大正十二（一九二三）年の関東大震災の難を受け、左上部から中央部をよぎり右下部にかけて斜めに深く亀裂を生じ、一度大きくずれ込んだのを元の位置に戻したのだというから、その痛々しさを感ぜずにはおかない。因みに、土屋文明『萬葉紀行』に、改めて昭和十八年八月に実見したおりには、下部七文字が蝕していたという。^{*⑩}次に掲載した拓本は、英教と野線は私に入れたが、昭和五十（一九七五）年代に採拓したという田村泰秀ら『萬葉の碑』^⑪によった。碑は赤平川の「ごばん岩」という比較的もろい砂岩で、吉田小学校から「吉田歴史民俗史料館」庭に三度目の移設をしたのちに、なお一層、激しく剥落し、新碑刻字位置、A 12 「和」・A 13 「須」・A 14 「禮」、B 12 「禰」・B 13 「思」（「之」）・B 14 「奈」、C 12 「等」・C 13 「可」・C 14 「之」、D 12 「波」・D 13 「奈」・D 14 「利」（「禮」）、の計十二文字が欠損する結果となっているのが現状である。

碑陰らしきものは、明らかに薬研彫りとは思えない後代の稚拙な加刀で「文化」の文字を刻す（次写真左下）。前掲『吉田歌碑』に、

当町田中氏所蔵の古文書に八幡宮縁起牒というのがある、慶長五年以降享保十一年までの殿宇等修理に関する記録は詳細を極めた貴重な文献であるが社殿裏にある歌碑については一筆もふれていない。^{*⑫}

と記し、また、再建に至った事情について、

文化二年（一八〇五）町の巨利龍峯山清泉寺の檀徒小杉弥左衛門、小櫃又兵衛の両氏が古碑の崩れたのをなげき同寺の住職三十世古吟梅林和尚の揮毫により前碑に模して再建したものだという。

と述べている。文章は、檀徒二名の記述を除けば、新碑碑陰とほぼ同文である。



昭和57年以前の拓本（『萬葉の碑』）

薬研彫り刻線「之麻豆多」



碑陰「文化」

一方、新碑揮毫者の青葉佐一氏が、清泉寺歴代の和尚について書き表した地方文書『清泉寺夜話』に、

當寺

三世 香吟梅林大和尚

（古吟梅林とも伝う）

天保十四年没したと察せられます

と見える。旧碑が「文化二年の再建」で、揮毫者が清泉寺「古吟梅林和尚」であることなど、いずれも伝聞の域をでるものではない。

以上、要するに、旧碑が「文化二年」に建てられたというのは、「改設者の一人である小杉家に伝わる」『吉田歌碑』、口頭に基づいた伝承によるもので、文書資料などで窺い知ることはできないようである。ただし、この旧碑の再建記事が、天保元（一八三〇）年成立の『新編武蔵風土記稿』（「一覽」参考⑤）に載ること、東国各地で『新編武蔵風土記稿』成立以前に、万葉歌碑の建立が見られること、また更に、寛永二十年（一六四三）刊行の木活版『寛永本』（「一覽」参考①）が流布し、契沖『代匠記』、季吟『拾穂抄』など元禄から始まる江戸期万葉学の隆盛時代と重

なること、などを考え併せれば、旧碑の再建が文化期ごろであろうことは十分に首肯できよう。

三、地誌

総合的地誌である『新編武蔵風土記稿』（以下、『風土記稿』と称す）は、徳川幕府官撰の武蔵国二十一郡全域を網羅するものである。天保元（一八三〇）年に林述斎・間宮士信らによって上呈され、起稿から二十年という長期にわたる編纂作業のため、地域によって精度に差異が見られる事例が少なくないという。しかし、全巻末にあたる「巻之二百四十六」から「巻之二百六十五」までにある「原胤廣編し、文政八年成」（「首巻例義」）^⑩ った、秩父郡の記述は、ことのほか詳細を究めている。明治十七（一八八四）年に当時の内務省地理局が活字版を発行し、現在普及している同書^⑪ は、これを元版としている。活字化の際、多くの誤植を免れえなかつたが、秩父郡「總説」に^⑫

【萬葉集】に載て防人の國歌に、武蔵國秩父郡人助丁大伴部少歳がよめる、おほぎみのみことかしこ^マみうつくしき、まこかてはなれしまつだひゆく、此人も上世には郡中に住せし人なれど、其舊地も知るべからず、土人云吉田村邊に住せりとて、下吉田村八幡の社地に碑をたて、【萬葉歌】一首をえれり、按ずるに上吉田村の小名大棚部と稱するは、若くは少歳が住せし地にして、伴と棚とを誤り用ひしにはあらずや、されども何の據なければ當れりとも思はれず、同集に載するよみ人しれぬ國歌に、むさしねのおみねみかくしわすれゆく、きみがなかけてあおねしなくなる、此歌に秩父と云ことはなけれど、武蔵禰^根と詠じけるは秩父峯のことにて、禰と根ともに字義によらず、嶺といへることを略語せし和訓なり 國中に高山あるは本郡なることは論なく、峨々たる尖峰峻嶽環廻して武蔵峰なること知られけり、又云根と云ことを山中の方言に、尾根或は曾根など云も、皆峰といへることにして、尾上又は峯上と書てもおのへと和訓せしを知べし

と下吉田村八幡の社地に【萬葉歌】二首の歌碑があることを記す。「總説」に述べるとおり、後続の「秩父郡之十五」「○下吉田村」条には、

古城址 小名町にあり、秩父十郎武綱の城跡と云
今八幡社あり、猶八幡社の條に出せり。

棕神社（詳細略）○若宮八幡神社（中略）拜殿 五間に二間半、
小名町にあり

この社地は秩父十郎武綱の城跡なりと云ふ、町より一段高
く、吉田川及び吉田町を眼下に見下し、眺望いとよし

武綱靈神社

天神社 社に向ひ左の方に碑あり、往昔の碑は崩れたるによりて、
近き頃古碑のまゝを模して、彫りたると云、下に図す

と、棕神社の末社である若宮八幡神社は、秩父十郎武綱の城跡で、その天神社の「社に向ひ左の方に碑あり、往昔の碑は崩れたるによりて、近き頃古碑のまゝを模して、彫りたると云、下に図す」と記す（左上図）。

この碑の図録を見て感じることは、旧碑の実物にあり、「總説」にも「【萬葉歌】二首をえれり」としながら、何故に一首目と二首目を区分している○印がないのか、また、左注の部分の「右一首」を欠いているのか、の疑問を感じずにはおかない。想像をたくましくすれば、「總説」を書



『風土記稿』無窮会写本



『風土記稿』活字版（1884年）旧碑図録

いた人物と「秩父郡之十五」に図録を書いた人物とは別人であるということである。「總説」では【萬葉歌】二首をすべて平仮名で表記しているし、集中には「筑波根」（⑧一四九七のみ）、「筑波禰」（⑭三三八八など）はあっても「武藏禰^根」と集中ではありえない。「根」表記を挙げて、「略語せし和訓なり」と解釈を加えているからである。これは異伝歌「武藏禰能」の本歌である万葉集卷第十四相模国^{相模根}の相聞「相模禰乃」（⑭三三六二）の歌で『仙覚抄』などの注釈書が「サカミネ」と「根」の注を施してることなどによるものであろう。

一方、図録を書いた人物は、各郡村に実地に向いて地誌取調書を作成した人物で、この二首の詠者に対する知識がなかったために、碑文中央の○印を挟んで二首の和歌があることには気づいたが、二首あるのに「右一首」とあることに不審をもち、○印と「右一首」とを意識的に取り去って図録をした、と推測できよう。

ところで、この旧碑の図録は、活字版『風土記稿』の基となった、国立公文書館蔵浄書献上正写本、同副写本は無論のこと、無窮会図書館蔵写本、『秩父志』^⑦五（「八幡庄」）にもある。以下、図録を掲載し考察を加えてみよう。

各図録の歌碑の大きさで、丈長さを「長五尺二寸五分」（1590／ミ）とするのは、献上正本、副本、無窮会本、活字本が同じで、『秩父志』に「長五尺三寸」（1606／ミ）とする。不定形な自然石を利用しているため誤差の範囲内である。がしかし、幅を献上正本、無窮会本、『秩父志』に「幅三尺五寸」（1060／ミ）とするが、副本に「幅三尺五分」（924／ミ）とあるのは「寸」の誤写で、活字本に「三尺五寸分」とあるのは衍字であ

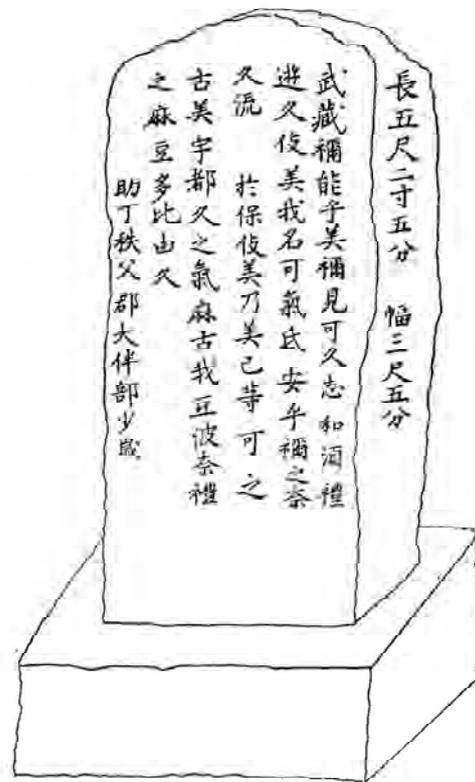
天神社

社ニ向ヒ左ノ方ニ碑アリ。往昔ノ碑ハ崩レ又
ルニヨリテ。近キ頃古碑ノマ、ヲ換シテ彫リ
タリト云。左ニ圖ス。

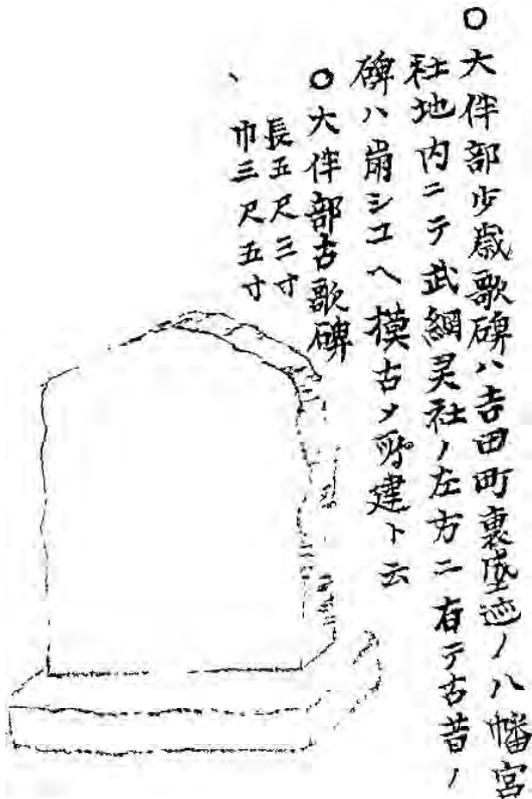
長五尺二寸五分
幅三尺五寸



ろう。図録碑面に私に方眼のマス目を当ててみると、行数はA〜Fの
6行で、文字数は最大値で縦14文字で一見同じようであるが、活字本
と副本は文字間隔にばらつきがあり均一ではない。旧碑そのものに書



『風土記稿』 浄書副写本



『秩父志』 五「八幡庄」

丹された時は、行間・字間はきわめて均等に配字されており、予め碑面を精緻に計算して、行間と文字間に罫線を入れなどして書き、刻字したものであると考えられる。この点を忠実に図録をしたのが献上正本で、無窮会本は近い。ただし、二首の和歌の区切りである「○」印と「右一首」を欠いたのは『風土記稿』活字本の限りでなく、上述したとおり、改行せずに連続して二首の和歌があるのに「右一首」とあることに不審を持ったからの措置であろう。『秩父志』は、著者大野満穂は秩父郡在住の人であったが、歌碑そのものを見したのではなく、『武蔵野話』に「此大柵邊は萬葉集に秩父大伴邊少歳の詠歌二首載たり、秩父の人なれば大柵邊は大伴邊の誤ならん」とある記述を要約したもので「秩父大伴邊ノ少年ノ詠歌二首ヲ載タリ」と二首ともに「大伴部小歳」作とする。同じように、時代は下るが「明治八年の調査に拠る」『武蔵國郡村誌』は、「武蔵國秩父郡村誌」「古跡 古城墟」に「古碑ありて二首の和歌助丁及秩父郡大伴部少歳と彫す老樹鬱葱風景絶佳なり」と記し、二首の和歌の作者を助丁と小歳のそれぞれと誤認している。

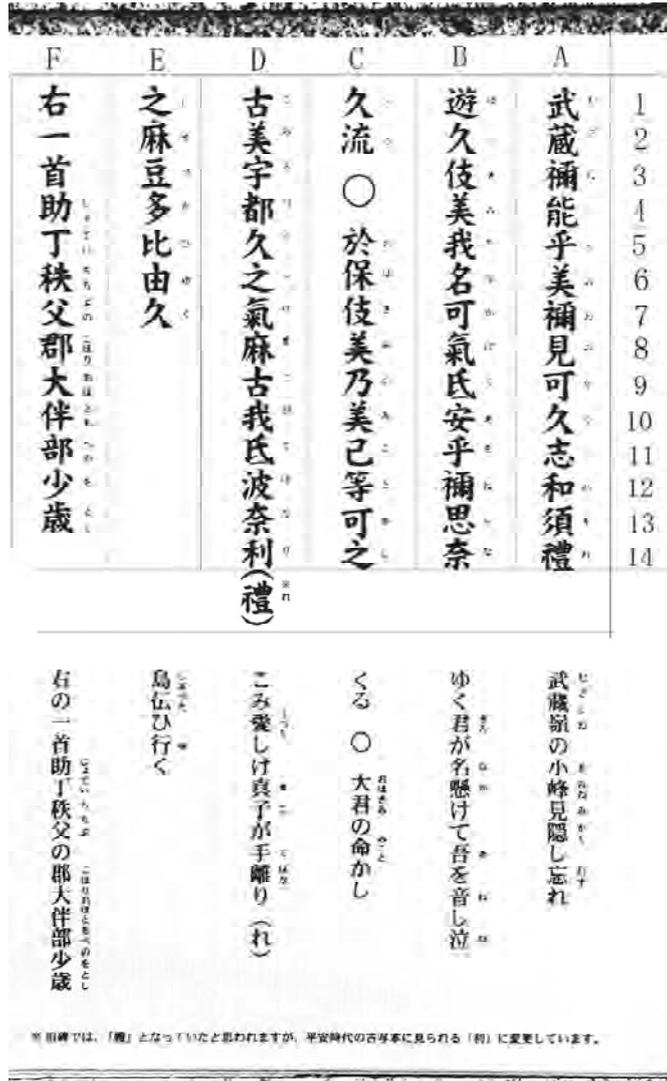
四、新碑改修積文プレート

石碑は恒久的に後世に残す意識からうまれた、いわば記念的な文化遺産となりうる。青葉伊左吉『吉田歌碑』は、秩父に二つの尊き事実がのこされた。東に和銅の献納、西に防人歌の詠進それである。前者は物的であり後者は全く無形の文化である。(中略) 秩父の昔、千余年前の秩父文化、これをはっきり知らせるものとして、唯一無二のもの、防人の詠進少歳の歌以外には何物もない。と旧「歌碑の保護顕彰に力」めた。その歴史意識と伝統文化が継承されて、新碑は完成にいたっている。以下は、新碑再建と時を同じくしてできた積文プレートを作りなおすにあたって、最低限の修正に努めた結果である。

1. 「前碑に横して再建した」ことを尊重し、新碑に刻字されている原字が、旧碑と相違していると確認できても改めない (B 13 「思」は旧「之」、D 14 「利」は旧「禮」)。
2. 「前碑に横して再建した」ことを尊重し、万葉伝本と相違する碑独自の文字に注記など施さない (A 11 「志」、E 2 「麻」、F 12 「少」)。

此村ノ内ニ大柵辺ト云呀アリ此大柵辺ハ
 大伴部ノ轉訛ナルシ萬葉集ニ秩父大伴
 辺ノ少年ノ詠歌二首ヲ載タリ然レ此地
 ノ所産ノ人ナル一シ武蔵
 萬葉集大伴邊少歳歌
 於保伎美乃美已等可之古美宇都久之氣麻
 古我互波奈礼之赤豆多比由久
 手離レ島傳
 行ク

3. 改修前プレート、D14「利」とあつた箇所は、明らかに施訓に誤りがあるので、その直後に傍訓を生かして「禮」[※]を加え、最下段に「※旧碑では、「禮」となっていたと思われませんが、平安時代の古写本に見られる「利」に変更しています。」と注記する。
4. 原文の傍訓、下段読み下し文の訓読を、歴史的仮名遣いによって統一する。
5. 改修前プレートは新碑の書丹者と同一のため、旧碑の書体を模しているが、新プレートはこの点が損なわれた。



新碑（改修後） 釈文プレート2007年1月

以上、1～5について詳述してみよう。まず、当然のことながら石碑の刻字を修正することは不可能に近い。従って、文学碑をはじめ碑文を造立する際は、よくよくの注意を払って行うべきことはいうまでもない。旧碑の比較的早い時期から剥落していたB13は、新碑に「思」とし『万葉集』の諸伝本と同じである。『風土記稿』と『萬葉の碑』の拓本翻字がともに「之」としていることから、本来旧碑が「之」字であったことは確実であるが、改修プレートに手を加え、注記などもしない。新碑再建のおりは剥落していたのでやむなく、『万葉集』の伝本によって「思」としたのである。旧碑再建前の初代碑では『寛永本』など万葉集の伝本から「思」であった可能性が高いとはいえる。

石碑の下部にあたるため「往昔ノ碑」の「崩レタ」部分だとすれば、B13以下の「シ」三カ所が「之」とすることからの措置であったろう。ただし、後ろのC5「於保伎美乃」から始まる大伴部小歳の歌は、その表記が部領防人使安曇宿祢三國の個人的な表記意識を反映していて、前の東歌「武威祢能」の仮名表記とは直接には結びつくものではないと考える。

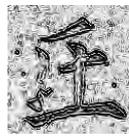
次に、旧碑以来、書体の違いを除いても、すでに碑文独自の原字を有していた仮名表記がある。新・旧碑A11「志」、E2「麻」は、『万葉集』の伝本がそれぞれA11「思」、E2「末」とするが、碑文固有の文字で「志」「麻」とする。この点も上述の事情によると思われるもので「思」の

「心」、「麻」は直前に「麻古」とあることや「末」の「林」部分からの刻字で版本などを参照することがなかったと思われる。F13「少」は、元暦校本・西本願寺本などによって「小歳」とするのが現行諸本であるが、「前碑に模し」「少歳」とする。

また、旧碑剥落箇所D14は、『風土記稿』が「禮」とするなど、剥落前の旧碑が「禮」であったことは確実であった。新碑、刻字に「利」とし、改修前プレートに「利」と附訓したのは、『風土記稿』などにも平仮名表記で「まこかてはなれ」とあるように、長い間「手離れ」と旧訓によって人口に膾炙していた。ところが、近時の諸本が、古写本によって訛音「手離り」を採用し「利」仮名であったため、剥落箇所をこれに従って「利」としてしまったのである。因みに、碑文を見ていない『秩父志』が、万葉集の伝本などから「禮」の新字体である「礼」を採用し、鰐頭に「按二、大君ノ命畏ミ慈キ吾子カ手離レ寫傳ヒ行ク」と読み下しているのも旧訓によったものである。

旧碑は書丹者の筆致を残す、力強い葉研彫りで、諸伝本に見られないB4・C8「美」、C2「流」、D11「氏」、F13「歳」などの固有の書体を伝えている。新碑と改修前積文プレートは、旧碑の書体を引き継ぐ青葉佐一氏による書丹であるが、刻字は機械化による丸底彫りに近い。残念ながら、改修前プレートは失われることになり、改修プレートは毛筆体ではあるが、電子媒体による文字フォントとなる。

旧拓C2 新碑C8 旧拓D5 新碑D11 新碑F13 寛永本C2 寛永本C8 寛永本D5 寛永本D11 寛永本F13



流 美 久 豆 歳

初代碑や旧碑の原文が、いずれの伝本、あるいは系統本の本文を拠りどころにして、独自の本文を形成してきたものであるのが、興味を惹くところである。二首の万葉歌を伝える諸伝本には、元暦本をはじめ、類聚古集・廣瀬本・紀州本（神田本）・西本願寺本・神宮文庫本・大矢本・温古堂本・京都大学本・細井本・活字無訓本・活字附訓本・寛永本など十二種ほど存在する。が、以上の伝本のうち、「麻古我弓波奈禮」とする伝本は細井本以降、特に江戸期の木版本に限られる。可能性の高いものは、寛永二十（一六四三）年十二月、木活字附訓本の整版本として印刷刊行された『萬葉和歌集』いわゆる『寛永（版）本』である。旧碑再建の文化二（一八〇五）年を遡ること一六〇余年前の成立となり、明治・大正を経て、昭和の中頃まで『国歌大観』や『校本萬葉集』や『萬葉集大成』やなど万葉集研究史上最も貴重な諸書の底本として、三〇〇余年もの長き亘って流布した万葉集の木版本である。「往昔ノ碑」が建ったのも版本刊行間もないころと推測すれば、一六〇余年後、元禄十（一六九七）年「萬葉石灯籠」と同じころと仮定しても一〇〇余年は経過して「崩レタ」ことになる。その初代の「古碑ノマヽヲ模シ」た二代目旧碑も、一九〇年後の平成七（一九九五）年に「崩れ激しきため」、三代目にあたる新碑を再建したのであった。三代に亘る歌碑は『寛永本』を基底とするもの

の、繰り返された再建によって碑独自の書体と表記による本文を形成する結果になったと考えるのが最も穏当なところであろう。

五、「妹と背の唱和」仮想

碑刻された二首は、いずれも一字一音節表記で、しかも東国の歌であるという点は共通するが、出所は全く異なる。ことに「武蔵嶺の歌を前にしたのはなぜか」となる解釈のできかねる点もある（『吉田歌碑』と、疑念を生む結果となっているのはなぜだろうか。

初めの一首「武蔵嶺」の歌は、巻第十四「東歌」の国土判明歌群「相模国の歌」相聞十二首中の一首、^{*⑩}

相模祢乃 乎美祢見可久思 和須礼久流 伊毛我名欲妣豆 吾乎祢之奈久奈 ⑭三三六二

（相模嶺の 小峰見隠し 忘れ来る 妹が名呼びて 吾を音し泣くな）

で、「相模嶺の峰を見ぬふりをして忘れて来た妹の名を呼んで、私に声をあげて泣かせるな」という男の立場の歌に「或本の歌に曰く」として添えられた全形異伝歌、

武蔵祢能 乎美祢見可久思 和須礼遊久 伎美我名可氣豆 安乎祢思 奈久流 久思 新・旧碑久志（⑭新三三七九）

（武蔵嶺の 小峰見隠し 忘れ行く 君が名懸けて 吾を音し泣くる） 祢思 旧碑祢之、新碑祢思

で、「武蔵嶺の峰を見ぬふりをして忘れてゆくあなたの名前を口にして、私に声をあげて泣かせるよ」の意で、女の立場の歌である。「旅行く夫の嘆きを述べる前歌に対して、これは、馴れ親しんだ山を越えて旅立って行った夫を偲ぶ妻の歌」（伊藤『釋注』七）なのである。無論、「同集に載するよみ人しれぬ國歌」（『風土記稿』）で、いわば未勘国に属する作者未詳歌である。相模国のあとに続く勘国歌「武蔵国歌九首」（三三七三〜三三八一）の相聞歌の中には、女の立場からの詠作はあるが、この歌もこの類歌もない。しかし、「武蔵嶺」の歌が、武蔵国で、かつ秩父を想起させる歌でもあったのである。すなわち、「武蔵嶺」が必ずしも「秩父の山」を指し示すとは限らないが、夙に、平安時代の『更級日記』に、

子しのびを 聞くにつけても とどめおきし ちちぶの山の つらきあづま路

とあるように、父孝標の任地である遠国常陸国に下る経過地点からは遙かに遠く外れているにも拘らず、「ちちぶの山」を詠み込んだのは、「秩父の山」がすでに東路の武蔵国（宝亀二（七七二）年東海道に編入）にある山の難所として歌枕化していて、その上で父とを懸けた歌であった。初代碑を建てたと同じ江戸期の古注釈書に、この東歌の「武蔵嶺」の語釈を「こは秩父郡に高嶺有をいふべし」（賀茂真淵『萬葉考』）とか、「秩父山をいふなるべし」（鹿持雅澄『古義』）といい、現代でも「一説に埼玉県秩父市南方の武甲山に擬する」（『新編全集』小学館）とするのをみても明

らかである。要するに、碑刻された前歌は、武蔵国の秩父地方の山を想起するに十分な、旅に出た男の留守を守る妻の歌ということができよう。一方、あとに続く一首は、巻第二十の四三二一番歌の題詞に「天平勝寶七歳乙未二月相替遣筑紫諸国防人等歌」とあり、七五五年に差遣された諸国防人らの、武蔵国防人歌の十二首中の②番目に収載された歌である。

- | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|---|---|--|---|--|
| <p>⑩ 和我世奈乎
右一首都筑郡上丁服部於由
宇都久之美
於妣波等可奈々
阿也尔加母祢毛</p> | <p>⑨ 和我由伎乃
右一首妻椋椅部弟女
伊伎都久之可婆
安之我良乃
美祢波保久毛乎
美等登志努波祢</p> | <p>⑧ 久佐麻久良
右一首橘樹郡上丁物部真根
多妣乃麻流祢乃
比毛多要婆
安我弓等都氣呂
許礼乃波流母志</p> | <p>⑦ 伊波吕尔波
右一首荏原郡上丁物部廣足
安之布多氣騰母
須美与氣乎
都久之尔伊多里弓
古布志氣毛波母</p> | <p>⑥ 和我可度乃
右一首豊嶋郡上丁椋椅部荒蟲之妻宇遲部黒女
可多夜麻都婆伎
麻己等奈礼
和我弓布礼奈々
都知尔於知母加毛</p> | <p>⑤ 阿加胡麻乎
右一首妻椋椅部刀自賣
夜麻努尔波賀志
刀里加尔弓
多麻能余許夜麻
加志由加也良牟</p> | <p>④ 久佐麻久良
右一首主帳荏原郡物部歳徳
多比由苦世奈我
麻流祢世婆
伊波奈流和礼波
比毛等加受祢牟</p> | <p>③ 志良多麻乎
右一首助丁秩父郡大伴部小歳
弓尔刀里母之弓
美流乃須母
伊弊奈流伊母乎
麻多美弓毛母也</p> | <p>② 於保伎美乃
右一首上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴部真足女
美己等可之古美
宇都久之氣
麻古我弓波奈利
之末豆多比由久</p> | <p>① 麻久良多之
己志尔等里波伎
麻可奈之伎
西呂我馬伎己無
都久乃之良奈久</p> |
| 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 男 | 女 | 妻 | 夫 | 男 | 女 |
| ②〇四四二二 | ②〇四四二一 | ②〇四四二〇 | ②〇四四一九 | ②〇四四一八 | ②〇四四一七 | ②〇四四一六 | ②〇四四一五 | ②〇四四一四 | ②〇四四一三 |

へ末↓新・旧碑麻

右一首妻服部皆女

① 安之我良乃 美佐可尔多志弓 蘇逵布良波 伊波奈流伊毛波 佐夜尔美毛可母
夫 ②〇四四二二三

右一首埼玉郡上丁藤原部等母磨

⑫ 伊吕夫可久 世奈我許呂母波 曾米麻之乎 美佐可多婆良婆 麻佐夜可尔美無
妻 ②〇四四二四

右一首妻物部刀自賣

二月廿九日武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿祢三國進歌數廿首 但拙劣歌者不取載之

②の「大君の命 畏み愛しけ真子が手離り島伝ひ行く」の作者が、国造丁の補佐である「助丁」で「秩父郡」出身の「大伴部小歳」であることを直後の左注「右一首」で明記している。また、⑫の四四二四左注に、武藏国から出た防人らの短歌は、安曇宿祢三國によって本来二十首進上されたが、兵部少輔大伴宿祢家持によって拙劣な歌（八首）を収載しなかつた旨を記す。従って、歌碑造立の目的とねらいが「秩父」とこの地から出た防人の「大伴部小歳」という人物、更に、大伴家持によって小歳の歌がおよそ一〇〇〇年を経て記録されていることへの記念的な郷土意識の誇りからであったことは言うまでもなからう。

ところで、防人を差遣した東国十ヶ国の防人歌全八四首うち、武藏国の防人歌の特色は、「妻」の歌が存在することである。載録された十二首の半数、①④⑤⑧⑩⑫の六首に及ぶ。しかも、うち四首は夫との掛け合い唱和においてであり、③④、⑦⑧、⑨⑩、⑪⑫とが組をなし、いずれも夫からの贈歌に対して、妻が答歌をなすという形式で配列されている。更に、武藏国防人歌の配列全体を看取すると、一般的に言われている原則、国造丁（国造）―助丁―主帳丁（帳丁・主帳）―（火帳）―上丁（防人）の身分順の配列どころか、①「右一首上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴部真足女」と原資料を保持したまま「肩書」＋「郡」の型で防人の「妻」を冒頭に配列していることである。上総国の場合のように、冒頭が「国造丁日下部使主三中之父」で、次が子「国造丁日下部使主三中」、続く配列が「助丁」「帳丁」「上丁」と身分を示す肩書き順であるのとは対照的であるといえる。つまり、「妻」の歌が冒頭に位置しているのは、ただ単に夫「上丁那珂郡檜前舍人石前」の歌が「拙劣」であったためだけでは無く、次に配列した男である「助丁秩父郡大伴部小歳」と「肩書」＋「郡」の型で、女・男の唱和を意識した配列を試みようとしたと見られるのである。同様に、出身郡も違い、もちろん夫婦の関係などもないことは承知の上で、今度は原資料「郡」＋「肩書」の型で、⑤歌の「山」と⑥歌の「山」の対を組み、やはり女・男の唱和を大伴家持が意識的に配列したのであると考えられる。なぜならば、家持は防人歌全八四首中に詠作五群二〇首を介在させたが、最後の一群「防人の悲別の情を陳べし歌一首短歌を并せたり」（②〇四四〇八〜四四一二）四首を作って、父母や妻子との悲

別の情を汲んだ歌をなし、その直後に、最終防人歌群である武蔵国防人歌十二首を相聞往来を意識して載録したと考えられるからである。

およそ一七〇〇年前後に秩父吉田で秩父郡出身の大伴部小歳の初代歌碑を造立した人物も、少なくとも、集中の武蔵国防人歌群を見た時、**③**、**④**、**⑦**、**⑧**、**⑨**、**⑩**、**⑪**、**⑫**とが組をなし、いずれも夫からの贈歌に対して、妻が答歌をなすという唱和を見過ごすことなど、決してなかったと思われる。この時、家持が意図したところの女・男の悲別を意識した相聞往来的配列を見るよりも、「秩父郡大伴部小歳」と組みをなすべき、別人の妻女ではない「大伴部小歳之妻」の存在をより強く持ったに違いない。がしかし、残念ながら武蔵国防人歌群から秩父郡出身「大伴部小歳之妻」の歌を見出すことはできなかった。そこで、上述したとおり秩父を想起できる、巻第十四「東歌」の相模国の異伝歌「武蔵嶺の」の「旅立って行った夫を偲ぶ」女の立場の詠作を探し出し、小歳歌の前に据えることによって、一对の「妹と背の唱和」を文学的営為から仮想したのであった。

附記、本稿を成すにあたって、青葉佐一、近藤正則、武内優、中野茂、大橋雄高の各氏の助力を得た。ここに記して深謝申し上げる。

*① No.3 天明二(一七八二)年下総国「葛飾早稲の歌碑」は、谷 馨『萬葉東國紀行』(昭和三九(一九六四)年四月、桜楓社)、長島喜平『関東の万葉歌碑』(平成四(一九九二)年一月、新人物往来社)に見えるが、所在不明である。

No.11 天保六(一八三五)年武蔵国「尾崎沼歌碑」は、さいたま市岩槻区尾ヶ崎新田、真々田氏邸宅内に近年まで存在したという(前掲『関東の万葉歌碑』が、二〇〇九年現在、都市整備公団の再開発による更地となっており、所在不明である。

No.13 安政二(一八五五)年陸奥国「黄金花咲の歌碑」白石市福岡長袋、長袋明神社は未踏査である。

*② 秩父市・秩父市教育委員会・秩父市歴史文化伝承館、共催。

*③ 監修・解説日吉盛幸、A2版フルカラー、平成十八(二〇〇六)年三月、秩父市歴史文化伝承館発行、全国書誌番号：21068007、書誌ID：000008232504。

*④ 宮澤康造・本城 靖『全国文学碑総覧』一九九五年五月、日外アソシエーツ(株)。

*⑤ 旧秩父郡吉田町、平成十七年(二〇〇五)年四月一日秩父市と合併。

*⑥ 「埼玉新聞」平成十八(二〇〇六)年五月二五日、朝刊。「東京新聞」埼玉版、平成十八年五月二九日、朝刊。

*⑦ 青葉伊左吉『吉田歌碑』昭和三十(一九五五)年七月、孔版刷、平成五(一九九三)年一月、(旧)吉田町教育委員会再発行。

*⑧ 『延喜式』神名上「秩父郡二座並小 秩父神社 棕神社」。『日本三代実録』貞観十三(八七二)年十一月十日条「授武蔵国……従五位下棕神従五位上」とある。

*⑨ 昭和三一(一九五六)年八月一日上吉田村と合併し(旧)吉田町を新設する。

- * ⑩ 土屋文明『萬葉紀行』「追補校了後の所見」昭和十八（一九四三）年十二月、改造社。ただし、「即ち其の趣は次の如くである」とし、D13を除く下部13〜14の七文字のうち、B13を「思」、D14を「利」とするのは、あくまで古写伝本による想定で、新碑と同じく当たらない。
- * ⑪ 本田義憲・田村泰秀『萬葉の碑』昭和五七（一九八二）年十一月、創元社。なお、掲載した歌碑写真がネガフィルムの裏表が逆さである。田村泰秀（故人）は同書発行時、日本拓本研究会文学碑研究部長とあり、拓本からは確認できないが、B13を伝本によらず「之」と旧碑どおり翻字している。
- * ⑫ 「八幡宮縁起牒」青葉伊左吉『吉田城趾』にその概要を収載する。昭和三一（一九五六）年三月初版、平成四（一九九二）年十一月再版、おたまじゃくしの会。昭和三一（一九五七）年、大日本地誌体系7〜18として、雄山閣から全十二巻で発行（のち新訂増補版に索引一卷を加える）、昭和四四（一九六九）年、歴史図書出版社、昭和五七（一九八二）年、千秋社、発行版がある。
- * ⑬ 国立公文書館蔵『新編武蔵風土記稿』浄書献上正写本は、句点を施した漢字カタカナ混淆文である。
- * ⑭ 大日本地誌大系本18『新編武蔵風土記稿』第十二巻、昭和五一（一九七七）年五月、雄山閣による。
- * ⑮ 無窮会図書館蔵『新編武蔵風土記稿』「秩父郡」。写本を調査・閲覧する際、岐阜女子大学教授近藤正則氏に助力を得た。
- * ⑯ 『秩父志』全九巻、成立年不明。秩父市立図書館蔵（市指定有形文化財）。著者、大野満穂は号を玄鶴・天離子・天生堂・五雲庵といい文化十一（一八一四）年生まれである。『秩父志』は『埼玉叢書』（昭和四（一九二九）年二月、埼玉縣史編纂事務所、三明社発行）にも収載されたが、この図録を省略している。
- * ⑰ 斎藤鶴磯（鶴磯樵夫）『武蔵野話』文化十二（二八一五）年正月、須原屋茂兵衛元版、野田市立図書館蔵。
- * ⑱ 『武蔵國郡村誌』第七巻、昭和二九（一九五四）年六月、武蔵國郡村誌刊行委員会。
- * ⑲ 以下、『万葉集』の原文は、日吉盛幸『万葉集歌句漢字総索引』上・下、平成四（一九九二）年四月、桜楓社。『万葉集漢文漢字総索引』一九九四年三月、笠間書院。両書作成時の校訂本文による。脚注は新旧歌碑との異同である。
- * ⑳ 小谷野純一『更級日記全評釈』五二（菅原孝標、長元五（一〇三二）年二月八日任常陸介、七月赴任）平成八（一九九六）年九月、風間書房。
- * ㉑ 「助丁」は、現在音読して「ジョテイ」（『新全集』）、「ジョチヤウ」（『新大系』）、「スケノヲノコ」「スケノヨボロ」と訓まれた。井上通泰『新考』に「国造助丁なり」とし、岸俊男「防人考―東國と西國―」（『萬葉集大成』特殊研究篇昭和三十（一九五五）年三月、平凡社）以来、国造丁（国造）―助丁―主帳丁（帳丁・主帳）―（火帳）―上丁（防人）と兵士の地位で「国造丁に副ふものである」とする見方が一般的である。